

京丹後市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成 21 年 12 月 1 日

告示第 214 号

(目的)

第 1 条 この告示は、京丹後市消防団に積極的に協力している事業所に対し、消防団協力事業所表示証を交付し、当該事業所が地域への社会貢献を果たしていることを公表することにより、従業員が入団しやすい環境づくり及び消防団活動しやすい環境づくりを整え、もって地域の消防防災力の充実、強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (2) 消防団協力事業所表示証 事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（様式第 1 号。以下「表示証」という。）をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長のほか、区長、自主防災会長その他の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所は、市長に京丹後市消防団協力事業所表示申請書（様式第 2 号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所について市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請又は同条第 2 項に規定する推薦のあった事業所について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業者が消防法令等に違反していると認めるときは、認定を行わない。

- (1) 従業員が消防団員として、従業員数の 1 割以上入団している事業所

- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所
 - (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所
- (表示証の交付)

第5条 市長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所に表示証を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所が他の市町村にある場合は、当該市町村長と協議の上、連名で、表示証を交付することができる。
- (表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

- 2 協力事業所として認定した事業所が他の市町村にある場合は、前項の表示のほか、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。
- 3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。この場合において、協力事業所は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告
- (表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、京丹後市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。

(4) その他協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所は、第6条に規定する表示を行うことができない。この場合において、当該事業所は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第9条 市長は、協力事業所の名称、京丹後市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第10条 市長は、協力事業所を京丹後市消防表彰規則（平成17年京丹後市規則第27号）に基づき表彰することができる。

(庶務)

第11条 この告示に関する事務は、企画総務部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）



備考

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

- 3 材質は、プラスチック等、厚みは6mm以上とする。

様式第2号（第3条関係）

京丹後市消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

京丹後市長 様

協力事業所所在地 _____
協力事業所名称 _____
代 表 者 _____ 印
担 当 者 _____
電 話 _____

京丹後市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		従業員が消防団員として、従業員数の1割以上入団している。
2		従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

(裏面)

2 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	市町村名

3 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他審査に必要な資料

市町村 記入欄	<input type="checkbox"/> 申請	【特記事項】
	<input type="checkbox"/> 推薦	

様式第3号（第7条関係）

京丹後市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	表示年月日	協力事項 (要綱第4条関係) ※ 該当項に☑	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考 ※ 該当に☑
		所在地					
		担当・連絡先					
1				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
2				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
3				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
4				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
5				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦